

マックス・ヴェーバーの比較歴史社会学

羅 太順 (LUO Taishun) *

博士論文の目次 (仮)

第一部 近代化パラダイムからの脱却：官僚制論の再検討

第二部 儒教資本主義への反批判

第三部 自然法と法実証主義の狭間で

第四部 ヴェーバーの封建制論：「契約」概念を中心に

第五部 比較のエートス：法と都市をめぐる

第六部 ヴェーバーとジンメルと比較：思想的アプローチ

第一部では、近代化のパラダイムの中で議論されてきたいわゆる「ヴェーバー的官僚制論」を見直すことによって、近代化のパラダイムから脱却し、多文化主義の文脈で議論する糸口を探す。従来、家産官僚制から近代官僚制への発展図式のもとでは、近代官僚制のザッハリヒ的な面をポジティブに評価したり(T. パーソンズ)、あるいは官僚制の「逆機能」を取り上げ、官僚制の問題点を指摘したり(R. マートン)、いずれも近代官僚制のみに注目し、家産官僚制は近代官僚制の優位性を見出すための比較対象となった。この状況を変えるために、家産官僚制に着目し、家産官僚制の合理性を見出すことによって、家産官僚制から近代官僚制への発展図式ではなく、「合理主義的官僚制」という共通性に注目する。そうすることで、たとえば従来近代化の枠組みで議論されてきた民主主義と官僚制とのジレンマも、歴史的な文脈の中で議論し直すことができる。

第二部では、ヴェーバーの宗教社会学の内容である。まず、東アジアの経済的台頭によって、ヴェーバーのテーゼに疑問を投げる議論が出始めた。ドゥウェイミンの「儒教資本主義」説がその典型である。彼のヴェーバー解釈によれば、ヴェーバーはプロテスタンティズムの禁欲倫理のゆえに、西洋においてのみ資本主義が発生したとする。これをもって、彼はヴェーバーの命題は歴史によってその誤差が実証されたとする。しかし、論証によって明らかになったように、ヴェーバーは宗教と経済との間には「選択親和性」があるだけであり、必ずしも単一的な因果関係があるとはしていない。さらに、資本主義が発展したのは、行為の「意図せざる結果」であるとする。つまり、プロテスタンティズムの倫理によれば、富の追求は被造物の崇拜であり、回避すべきことである。しかし、予定説により、神の崇高を増すために禁欲的に働いた結果、資本主義が発展したのである。プロテスタントの行為は、意図的に資本主義が発展した結果を生じさせるために行ったわけではない。

第三部では、ヴェーバーの法社会学を扱う。近代化論のパラダイムの中でヴェーバーは法実証主義者として扱われた。それに疑問をもち、検討してみた結果、通常法実証主義の対極にあるとされる自然法思想にヴェーバーは反対してなかったことが分かった。自然法思想も通常三種類に分けられるが、ヴェーバーはギリシャ哲学に基づく古典的自然法思想でもなく、神的摂理説に基づく中世のストア的＝キリスト教的自然法思想でもなく、法的

* 京都大学大学院人間・環境学研究科博士課程、日本学術振興会特別研究員。

効力を対象とする近代理性法に着目していたのである。法実証主義を、上から事実と費用を投げ込めば下からは判決と判決理由が吐き出すような「法自動販売機」と批判したヴェーバーは、当然従来言われたような、形式合理的な法の優位性に注目した法実証主義者ではないことが明らかである。

前三部は、近代化のパラダイムの中で主に議論されてきた官僚制、宗教、法をめぐるヴェーバー論を再考した。これらの議論を前提に、これからは比較歴史社会学の視点からヴェーバー論を展開する。比較の対象となるのは主に封建制と家産制である。ヴェーバーはレーエン封建制を西洋特有の封建制であるとする。これを注目することで、西洋近代国家の誕生と「個」の成立を探究する。一方では、家産官僚制を中心とする中国の伝統社会に注目する。レーエン封建制は封主と封臣との間の双務契約であるが、家産制は君主と臣民との間の片務契約である。この二種類の契約類型を比較検討することで、両社会における国家と個人の自由との間の葛藤を解き明かす（第四部）。具体的には、ラント法、中国伝統法、近代法の比較、そして西洋中世都市、中国の伝統社会の都市との比較を通して検討する（第五部）。最後には、ジンメルとヴェーバーが法と都市をめぐる近代社会と国家の相違点を思想史のアプローチで解き明かす（第六部）。